【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（第十七条の六の三　削除）

（改正前）

（金融機関の最良執行方針等に関する読替え）

**第十七条の六の三**　第十六条の二の規定は、法第六十五条の二第五項において法第四十三条の二の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第十六条の二第一項第一号 | 有価証券の売買等 | 法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券の売買、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る法第二条第二十一項に規定する有価証券指数を含む。第二号において同じ。）に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引、法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）並びに同号及び同項第四号に掲げる有価証券に係る同項第三号ハ及び第四号ロに定める行為 |
| 第十六条の二第一項第一号イ | 売買（有価証券先物取引及び有価証券先渡取引を除く。以下この号及び第三項において同じ。） | 売買（法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券に係るもの並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券に係る同項第三号ハ及び第四号ロに定める行為に限る。以下この号及び第三項において同じ。） |
| 第十六条の二第一項第二号 | 外国市場証券先物取引 | 法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る外国市場証券先物取引 |
| 第十六条の二第一項第三号 | 有価証券店頭デリバティブ取引 | 法第六十五条第二項第五号に掲げる取引 |

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】

（改正後）

（金融機関の最良執行方針等に関する読替え）

**第十七条の六の三**　第十六条の二の規定は、法第六十五条の二第五項において法第四十三条の二の規定を準用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第十六条の二第一項第一号 | 有価証券の売買等 | 法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券の売買、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る法第二条第二十一項に規定する有価証券指数を含む。第二号において同じ。）に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引、法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）並びに同号及び同項第四号に掲げる有価証券に係る同項第三号ハ及び第四号ロに定める行為 |
| 第十六条の二第一項第一号イ | 売買（有価証券先物取引及び有価証券先渡取引を除く。以下この号及び第三項において同じ。） | 売買（法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券に係るもの並びに同項第三号及び第四号に掲げる有価証券に係る同項第三号ハ及び第四号ロに定める行為に限る。以下この号及び第三項において同じ。） |
| 第十六条の二第一項第二号 | 外国市場証券先物取引 | 法第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る外国市場証券先物取引 |
| 第十六条の二第一項第三号 | 有価証券店頭デリバティブ取引 | 法第六十五条第二項第五号に掲げる取引 |

（改正前）

（新設）